

【鳥取県からのお知らせ】県の見解を求める御意見について

鳥取県生活環境部
循環型社会推進課

この度、淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画に係る「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(以下、「条例」という。)」の手続において、条例第 11 条の規定に基づき関係住民の方から提出された意見書の中で、県に対しても個別の見解を求める御意見をいただきました。

条例は事業者と関係住民との紛争予防、調整等を目的としており、関係住民は事業者に対して意見書を提出し、それに対し事業者が見解を示すという制度設計になっています。

また、県は紛争の予防を図り、紛争が生じた時は紛争の解決のための調整を図ることが条例上の責務となっており、県が個別に見解を示すことは適当ではないと考えていますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

<問合せ先>

鳥取県生活環境部

循環型社会推進課(電話:0857-26-7681)